

# マルサンアイ株式会社 定 款

平成 17 年 12 月 14 日改訂

## 第 1 章 総 則

### (商号)

第 1 条 当会社は、マルサンアイ株式会社と称し、英文では、MARUSAN-AI CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . 味噌、醤油、調味料、玄米を原料とする健康食品、惣菜食品の製造販売並びに輸出入
- 2 . 清涼飲料、乳飲料及び乳酸菌飲料の製造販売並びに輸出入
- 3 . 医薬品及び医薬部外品の製造販売並びに輸出入
- 4 . 農産物、畜産物及び水産物の加工販売並びに輸出入
- 5 . オカラの加工販売
- 6 . 肥料の製造販売
- 7 . 内外の他会社に対する投資
- 8 . 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岡崎市に置く。

### (公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

### (会社が発行する株式の総数)

第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、4,000 万株とする。

### (自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

### (1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。

2 . 当会社は、1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

#### (名義書換代理人)

- 第 8 条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。
- 2 . 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 . 当会社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

#### (株式取扱規程)

- 第 9 条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱並びに手数料については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

#### (基準日)

- 第 10 条 当会社は、毎年 9 月 20 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利行使できる株主とする。
- 2 . 本定款に定めのある場合の他、必要あるときには、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

#### (株主総会の招集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。
- 2 . 定時株主総会において権利行使すべき株主は、毎年 9 月 20 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主とする。

#### (招集権者及び議長)

- 第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 . 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (議決権の代理行使)

- 第 13 条 株主が代理人により議決権行使する場合には、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。
- 2 . 代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 16 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 17 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって決する。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時迄とする。

(代表及び役付取締役の選任)

第 19 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選任する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を置き、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干を置くことができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前迄に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。

(議事録)

第 23 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第 24 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 25 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 26 条 監査役は株主総会においてこれを選任する。

2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってこれを決する。

(補欠監査役の選任)

第 27 条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

3. 第 1 項の定めによる予選の効力は当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時迄とする。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時迄とする。

3. 前条第 1 項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時迄とする。

(監査役の報酬及び退職慰労金)

第 29 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集)

- 第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前迄に各監査役に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議)

- 第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(議事録)

- 第 33 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印する。

## 第 6 章 計 算

(営業年度)

- 第 34 条 当会社の営業年度は、毎年 9 月 21 日から翌年 9 月 20 日迄とする。

(利益配当金)

- 第 35 条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載又は記録の株主又は登録質権者に支払う。

(中間配当金)

- 第 36 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿等に記載又は記録の株主又は登録質権者に対して商法 293 条ノ 5 の規定により金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。

(除斥期間)

- 第 37 条 利益配当金又は中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附則

第 18 条及び第 28 条の変更は、平成 14 年 12 月 17 日以降に選任される取締役及び監査役(第 18 第 2 項又は第 28 条第 2 項により選任される場合を除く。)について効力を生じるものとする。